

(第42号議案)

退職手当の見直しについて

1 趣旨

国における官民較差解消のための退職手当支給額の引下げ、及び行政系人事制度の改正の趣旨等を踏まえ、民間との較差を是正するとともに、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度をより一層反映できるよう、所要の見直しを行う。

2 見直しの内容

(1) 退職手当の基本額

最高支給率については、定年退職等を47.7月とし、普通退職を39.75月とする(裏面のとおりに)。

(2) 退職手当の調整額

新			旧		
区分	ポイント	適用区分	区分	ポイント	適用区分
第1号	400	部長	第1号	402	部長
第2号	300	課長・園長	第2号	335	統括課長
			第3号	268	課長・園長
第3号	215	課長補佐・副園長	第4号	207	総括係長・副園長
第4号	190	係長・統括技能長	第5号	185	係長・統括技能長
第5号	170	技能長	第6号	168	技能長
第6号	148	主任・技能主任・主任教諭	第7号	146	主任・技能主任・主任教諭
第7号	0		第8号	0	

(3) 支給制限処分の拡充

懲戒免職処分等に係る退職手当について、全額不支給を原則としつつ、非違の内容や程度等に特に斟酌すべき事情がある場合には、一部を不支給とすることができる。

3 実施時期

平成30年4月1日

支給率表

(定年退職等)

勤続期間	現行		改正案	
	支給率 (月数)	支給割合	支給率 (月数)	支給割合
1年	0.85	85/100	0.83	83/100
2年	1.70			
3年	2.55			
4年	3.40			
5年	4.25			
6年	5.10			
7年	5.95			
8年	6.80			
9年	7.65			
10年	8.50			
11年	10.15	165/100	9.87	157/100
12年	11.80			
13年	13.45			
14年	15.10			
15年	16.75			
16年	18.50	175/100	17.83	168/100
17年	20.25			
18年	22.00			
19年	23.75			
20年	25.50			
21年	27.25			
22年	29.00			
23年	30.75			
24年	32.50			
25年	34.25			
26年	35.85	160/100	34.49	154/100
27年	37.45			
28年	39.05			
29年	40.65			
30年	42.25			
31年	43.85	90/100	42.19	89/100
32年	45.45			
33年	47.05			
34年	48.65			
35年	49.55			

(普通退職)

勤続期間	現行		改正案	
	支給率 (月数)	支給割合	支給率 (月数)	支給割合
1年	0.50	50/100	0.50	50/100
2年	1.00			
3年	1.50			
4年	2.00			
5年	2.50			
6年	3.00			
7年	3.50			
8年	4.00			
9年	4.50			
10年	5.00			
11年	6.15	115/100	6.07	107/100
12年	7.30			
13年	8.45			
14年	9.60			
15年	10.75			
16年	12.30	155/100	11.88	153/100
17年	13.85			
18年	15.40			
19年	16.95			
20年	18.50			
21年	20.60	210/100	20.00	200/100
22年	22.70			
23年	24.80			
24年	26.90			
25年	29.00			
26年	30.40	140/100	29.34	134/100
27年	31.80			
28年	33.20			
29年	34.60			
30年	36.00			
31年	37.05	105/100	35.71	101/100
32年	38.10			
33年	39.15			
34年	40.20			
35年	41.25			

(注) 49.55 は、支給率の上限であることを表す。

中野区職員の退職手当に関する条例（昭和32年中野区条例第1号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第4条の3（略）</p> <p>（普通退職の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第5条 次条第1項、第7条第1項又は第8条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者（<u>第16条第1項各号に掲げる者を含む。</u>）に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき<u>100分の107</u></p> <p>(3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき<u>100分の153</u></p> <p>(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき<u>100分の200</u></p> <p>(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき<u>100分の134</u></p> <p>(6) 31年以上の期間については、1年につき<u>100分の101</u></p> <p>2 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額に<u>39.75</u>を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。</p> <p>（定年退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第6条 定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で、中野区職員の定年等に関する条例（昭和59年中野区条例第16号）第4条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。）、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で中野区規則で定めるもの、中野区規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者に対</p>	<p>第1条～第4条の3（略）</p> <p>（普通退職の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第5条 次条第1項、第7条第1項又は第8条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき<u>100分の115</u></p> <p>(3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき<u>100分の155</u></p> <p>(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき<u>100分の210</u></p> <p>(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき<u>100分の140</u></p> <p>(6) 31年以上の期間については、1年につき<u>100分の105</u></p> <p>2 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額に<u>41.25</u>を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。</p> <p>（定年退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第6条 定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で、中野区職員の定年等に関する条例（昭和59年中野区条例第16号）第4条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。）、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で中野区規則で定めるもの、中野区規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者に対</p>

して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の83
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の157
- (3) 16年以上25年以下の期間については、1年につき100分の168
- (4) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の154
- (5) 35年以上の期間については、1年につき100分の89

2 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額に47.7を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者に支給する退職手当の基本額とする。

第7条～第7条の3 (略)

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第7条の4 (略)

2 前項の基礎在職期間とは、その者に係る退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第11条第5項に規定する都職員等として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第16条第1項又は第18条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第12条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分

して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の85
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 16年以上25年以下の期間については、1年につき100分の175
- (4) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の160
- (5) 35年以上の期間については、1年につき100分の90

2 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額に49.55を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者に支給する退職手当の基本額とする。

第7条～第7条の3 (略)

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第7条の4 (略)

2 前項の基礎在職期間とは、その者に係る退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第11条第5項に規定する都職員等として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第16条若しくは第18条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第12条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の支給を受けなかつたこと又は第18

を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第11条第5項に規定する都職員等となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1)・(2) (略)

第8条・第9条 (略)

(退職手当の調整額)

第10条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の評価期間の初日の属する年度からその者の評価期間の末日の属する年度までの各年度ごとに当該各年度にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める点数（以下「ポイント」という。）を合計した点数に、第6項に定める退職手当の調整額の単価を乗じて得た額とする。

- (1) 第1号区分 400
- (2) 第2号区分 300
- (3) 第3号区分 215
- (4) 第4号区分 190
- (5) 第5号区分 170
- (6) 第6号区分 148
- (7) 第7号区分 0

2～7 (略)

(勤続期間の計算)

第11条 (略)

2 (略)

3 職員が退職した場合（第16条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4～8 (略)

条第2項の規定により一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第11条第5項に規定する都職員等となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1)・(2) (略)

第8条・第9条 (略)

(退職手当の調整額)

第10条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の評価期間の初日の属する年度からその者の評価期間の末日の属する年度までの各年度ごとに当該各年度にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める点数（以下「ポイント」という。）を合計した点数に、第6項に定める退職手当の調整額の単価を乗じて得た額とする。

- (1) 第1号区分 402
- (2) 第2号区分 335
- (3) 第3号区分 268
- (4) 第4号区分 207
- (5) 第5号区分 185
- (6) 第6号区分 168
- (7) 第7号区分 146
- (8) 第8号区分 0

2～7 (略)

(勤続期間の計算)

第11条 (略)

2 (略)

3 職員が退職した場合（第16条各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4～8 (略)

第12条～第15条 (略)

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者 (当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者) に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1)・(2) (略)

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を当該退職手当管理機関に係る事務所の掲示場に掲示すること等をもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められている

第12条～第15条 (略)

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の全部を支給しない。

(1)・(2) (略)

(退職手当の支払の差止め)

第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められている

もの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 第3項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7～9 (略)

もの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第2項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第2項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 第3項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第3項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7～9 (略)

1 0 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者

1 0 退職手当管理機関は、支払差止処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該支払差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

1 1 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該支払差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該支払差止処分の内容を当該退職手当管理機関に係る事務所の掲示場に掲示すること等をもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該支払差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該一般の退職手当等の全部を支給しない。

（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動並びに当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この

項において同じ。) に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第16条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 (略)

5 第16条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第21条において「失業者退職手当

項において同じ。) に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、同項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

4 第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分を行うときは、一般の退職手当等のうち、一般の退職手当に相当する部分は、第5条の規定により計算した額を基準として算定する。

5 退職手当管理機関は、第2項第2号又は第3項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

6 (略)

7 前条第10項及び第11項の規定は、第2項及び第3項の規定による処分について準用する。

8 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第2項又は第3項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、前条第2項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第21条において「失業者退職手当

額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～5 (略)

6 第16条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第20条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第16条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第16条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19

額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～5 (略)

6 第17条第10項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第20条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第18条第2項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第17条第10項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19

条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 （略）

6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第16条第2項並びに第19条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 （略）

（人事委員会による調査審議）

第22条 （略）

2 退職手当管理機関は、第18条第1項第3号若しくは第2項、第19条第1項、第20条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。

3 人事委員会は、第18条第2項、第20条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合に

条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 （略）

6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第18条第2項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第17条第10項並びに第19条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 （略）

（人事委員会による調査審議）

第22条 （略）

2 退職手当管理機関は、第18条第2項第2号若しくは第3項、第19条第1項、第20条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。

3 人事委員会は、第18条第3項、第20条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合に

は、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4～6 (略)

第23条～第24条 (略)

附 則

1～11 (略)

12 平成30年4月1日以後に退職 (第5条第1項の規定に該当する場合を除く。)する者がその者の評価期間のうち平成19年度以前において中野区職員の給与に関する条例第5条第1項第2号に規定する行政職給料表(2) (以下「行政職給料表(2)」という。)の適用を受け、かつ、第10条第1項第7号に掲げる区分に該当する期間 (以下「対象期間」という。)を有する場合は、対象期間1年度につき、68の点数 (当該対象期間中に第10条第4項に規定する休職月等がある場合及び中野区規則で定める事由がある場合にあつては、中野区規則で定めるところにより必要な調整を行った点数)を合計した数に単価を乗じて得た額をその者の退職手当の調整額に加算する。

13 前項の場合において、その者が対象期間中に行政職給料表(2)の職務の級が2級 (平成17年3月31日以前の期間にあつては、3級) 以上であつた期間 (その者が都職員等として引き続いた在職期間を有する場合にあつては、当該期間においてその者がこれらに相当する職務の級以上であつた期間)を有するときは、対象期間1年度につき、22の点数 (当該対象期間中に第10条第4項に規定する休職月等がある場合及び中野区規則で定める事由がある場合にあつては、中野区規則で定めるところにより必要な調整を行った点

は、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4～6 (略)

第23条～第24条 (略)

附 則

1～11 (略)

12 平成25年4月1日以後に退職 (第5条第1項の規定に該当する場合を除く。)する者がその者の評価期間のうち平成19年度以前において中野区職員の給与に関する条例第5条第1項第2号に規定する行政職給料表(2) (以下「行政職給料表(2)」という。)の適用を受け、かつ、第10条第1項第8号に掲げる区分に該当する期間 (以下「対象期間」という。)を有する場合は、対象期間1年度につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める点数 (当該対象期間中に第10条第4項に規定する休職月等がある場合及び中野区規則で定める事由がある場合にあつては、中野区規則で定めるところにより必要な調整を行った点数)をそれぞれ合計した数に単価を乗じて得た額をその者の退職手当の調整額に加算する。

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 20

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 40

(3) 平成27年4月1日以後の期間 68

13 前項の場合において、その者が対象期間中に行政職給料表(2)の職務の級が2級 (平成17年3月31日以前の期間にあつては、3級) 以上であつた期間 (その者が都職員等として引き続いた在職期間を有する場合にあつては、当該期間においてその者がこれらに相当する職務の級以上であつた期間)を有するときは、対象期間1年度につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める点数 (当該対象期間中に第10条第4項に規定する休職月等がある場合及び中野区規則で定める事由がある場合にあつては、

数) を合計した数に単価を乗じて得た額を前項の規定により退職手当の調整額に加算する額に加算する。

1 4 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の中野区職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

中野区規則で定めるところにより必要な調整を行った点数) をそれぞれ合計した数に単価を乗じて得た額を前項の規定により退職手当の調整額に加算する額に加算する。

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 6.7

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 13.4

(3) 平成27年4月1日以後の期間 2.2

1 4 (略)